

圏域特産品の商品改良等事業費補助金 よくある質問

補助対象者について

Q 会社の本社又は主たる事業所とはどこですか。

A 法人登記事項証明書に記載の本社または主たる事業所を指します。

Q 個人の本社又は主たる事業所とはどこですか。

A 確定申告書上で記載する事業所の住所または代表者の住所を指します。

Q 事業協同組合やNPO法人は対象になりますか。

A 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む者で組織する法人のうち中小企業者と同等規模以下の法人であれば対象となります。（この他にも、募集要項 P. 2 の 1 「補助対象者」(3)から(7)をいずれも満たす必要があることにご注意ください。）

Q これから開業する場合は対象になりますか。

A 既に圏域特産品の生産、販売を行っており、商品改良及びテスト販売を行う場合には、対象となります。（この他にも、募集要項 P. 2 の 1 「補助対象者」(3)から(7)をいずれも満たす必要があることにご注意ください。）

Q 特産品とは何ですか。

A 本事業の対象となる特産品は、食品（一次産品及び加工品に限るものとし、飲食店等において提供される料理を除く。）及び工芸品等（生産過程の一部又は全部が手工芸的であるもの ※すべて機械生産による特産品であっても、工芸品に類するような優れた芸術的意匠と技巧により製造されたものは対象）です。

Q 圏域特産品とは何ですか。

A 広島広域都市圏内（広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、島根県：浜田市、美郷町、邑南町）で年間生産高のおおむね2分の1以上が生産され、又は、生産過程のうちおおむね2分の1以上の部分もしくは重要な部分が広島広域都市圏内で行われている特産品です。

事前相談機関について

Q 認定経営革新等支援機関とは何ですか。

A 中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関等）です。

- ・経営革新等支援機関認定制度の概要（中小企業庁のホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- ・認定経営革新等支援機関一覧（中小企業庁のホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

Q 地域商社機能とは何ですか。

A 地域に密着して地域資源の発掘、地域資源の活用法検討、市場調査、商品開発・改良、販路開拓（商談・ビジネスマッチング）、販売促進活動、販売など、地域の生産者の活動を全面的にサポートするとともに、積極的に地域の商品を売り込んでいく取組又は機能を想定しています。

Q 地域商社とは何ですか。

A 地域商社を定義する明確な法律等は存在しませんが、都道府県や市町村単位で活動する組織ないしは法人で、地域内における魅力ある産品を発掘・開発し、販路を開拓、あるいは自ら直営店を開設して販売活動を展開し、地域外からの収益を地域内に呼び込むことを基本的なビジネスモデルとしています。定款に「地域商社事業」という表現や「地域特産品の企画、開発、製造、販路開拓、販売」などが盛り込まれていることもあります。

補助対象事業について

Q 海外での販路開拓は対象になりますか。

A 対象になりません。

補助対象経費について

Q 補助金額（限度額 50 万円）は消費税込みの金額ですか。

A 消費税抜きとなります。

Q 機械の購入費用は補助対象経費になりますか。

A 対象となりません。この他、募集要項（P. 2～3）に記載していない費用は原則補助対象経費となりません。

Q 申請する圏域特産品は全くの新商品です。その開発に要する費用は補助対象経費になりますか。

A 申請しようとする圏域特産品は、既に生産及び販売を行っている必要がありますので、対象となりません。

Q 申請前にコンサルティングを受けましたが、そのコンサルティングフィーは補助対象経費になりますか。

A 対象となりません。補助金交付決定後から対象経費になります。

Q 申請書に見積書の添付は必要ですか。

A 申請書に見積書の提出は必要ありませんが、事業終了後、実績報告時に支出の1項目につき、2社以上の見積を添付していただく必要があります。

Q テスト販売に係る経費がかかりませんがよいのでしょうか。

A はい。経費が全くかからない場合でも事業計画書にはテスト販売・検証について記述してください。

Q 商談会への出席のみは「テスト販売」といえますか。

A 成約できないと販売につながらないため、テスト販売とはいえません。

Q テスト販売した際に、販売実績を全く上げることができなかった場合は補助金を返還しなければなりませんか。

A 補助金の返還は求めませんが、事業計画の時点で、テスト販売での結果を適切に検証・フィードバックするための有効な方法・内容になるよう事業計画を作成してください。

Q これまで実店舗のみで販売していましたが、はじめてECサイトを立ち上げようと思っています。ECサイトでの販売は「テスト販売」といえますか。

A テスト販売に該当します。

Q ECサイトにかかる費用はどの費目になりますか

A 基本的には委託費になると考えます。発注形態や内容により賃借料、広報費になる場合もあると考えます。

Q テスト販売は自店舗でよいですか。

A テスト販売は自店舗でも構いません。契約している店舗でもインターネット販売でも構いません。

申請書類の提出について

(様式第1号別紙1)

Q 資本金と従業員数はいつの時点ですか。

A 申請時点をご記入ください。

Q 「令和3年度の生産高」には何を書けばよいですか。

A 今回申請する自社の圏域特産品の生産高を記入してください。「うち広島広域都市圏内生産高」も同様に今回申請する自社の圏域特産品の広島広域都市圏内での生産高を記入してください。

Q 生産高に数量を書いてもよいですか。

A 生産高は金額を想定していますが、金額で表現できない場合は数量でも構いません。

Q 生産過程の「重要な部分」にあたらないものは何ですか。

A 仕上げのパッケージの最終のシールを貼るのみなどです。

Q 生産過程の「重要な部分」について。商品を圏域外の製造先に発注している場合は対象になりますか。

A OEMで生産を委託し、委託先の工場が圏域外に存在し、すべてそこで生産しているような場合は対象外です。

Q 販売状況には何を書けばよいですか。

A 今回申請において、改良しようとする商品の現在の販路、販売方法、売上状況などです。

Q 申請書はメールでの提出のみでもよいでしょうか。

A 原則郵送で提出してください。(メールで提出してもサンプルの提出が必要です。)

Q サンプルの提出が7部必要とありますが、改良予定商品が生鮮品です。いつ送ればよいでしょうか。

A 別途連絡しますので、申請書とパンフレットを先にお送りください。

Q 商品パッケージの改良を計画していますが、かなりの大きさがあります。申請書と同時に郵送してよいでしょうか。

A 別途連絡しますので、申請書とパンフレットを先にお送りください。

Q 商品パンフレットがデジタルパンフレットのみの作成です。郵送が必要ですか。

A 7部印刷のうえ、お送りください。

Q 申請書類の受領連絡はありますか。

A ありません。簡易郵便、レターパック等、追跡可能な手段での送付を推奨します。

Q 法人登記事項証明書は履歴事項証明書と現在事項証明書のどちらを提出すればよいですか。

A 履歴事項証明書の提出が望ましいです。

Q 個人事業主ですが、提出する住民票、確定申告書のマイナンバーは必要ですか。

A マイナンバーは不要です。マイナンバーが識別可能な書類は提出しないでください。

その他

Q 事業を実施できるのはいつからでしょうか。

A 審査結果の通知後、採択者には、補助金交付申請書を提出していただきます。広島市が、補助金交付申請書を受理後、送付する補助金交付決定通知書の日付以降からになります。

Q 採択は先着順ですか？

A 先着順ではありません。申請期限までに到着した案件を全件審査し、採択者を決定します。

Q 採択予定件数は何件ですか。

A 10件程度を想定しています。

Q いつからいつまでの支払いが対象となりますか。

A 補助金交付決定日から事業実施期限（最大2023年3月31日）までの支払いです。不採択となった場合の補償はありませんのでご注意ください。